令和７年度第１０回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和８年１月１３日（火）午後４時００分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第５条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２６名）内農業委員出席１５名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	加瀬　明	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　なし

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

	――――――　午後４時００分開会　――――――
議　長	それではただいまより、令和７年度第１０回銚子市農業委員会総会を開

会いたします。本日の欠席者は、おりません。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号８番　　宮内　弘委員

議席番号９番　　加瀬　佳二委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、親田町１００７番、登記簿地目畑、現況畑、地積３９３㎡外２筆合計地積４，０１９㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に進み、親田町桑田商店のところの信号を右折し５００m進んだ左側外です。現在は、キャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は譲渡人より話があり、農業経営規模拡大のためです。譲渡人は、高齢であり、農業経営が難しいためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべて

の農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、常世田町６０６番２、登記簿地目畑、現況畑、地積８５６㎡外４筆合計地積４，６１８㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に進み、親田町桑田商店のところの信号を右折し１km進んだ左側外です。現在は、耕作はされていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に効率的な申請地を取得したいとのことです。譲渡人は、相続で取得したが、耕作が困難なため譲り渡したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号と議案第３号は関連がありますので一括議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

議案第２号順位１番と議案第３号順位１番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１・議案第３号の１

○○委員　　それでは、議案第２号順位１番と議案第３号順位１番については関連がありますので一括してご説明申し上げます。まず、議案第２号順位１番についてご説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請です。当初の計画者は、○○市○○　○○○○、申請の地番、地積は、高田町１丁目５４４番３、登記簿地目田、現況畑、地積５００㎡です。当初の計画は、銚子市内で就職し、家族と共に生活をするため、当該土地に住宅を建築する予定で申請地を購入しましたが、転用許可後、私は○○市に就職し、妻の就職先も○○市であり、通勤や子育てを考慮すると○○市に生活拠点を置くほうが利便性があったので断念し、現在に至ります。承継計画につきましては、議案第３号順位１番・２番と同一ですから、そちらで説明いたします。

次に議案第３号順位１番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は高田町１丁目５４４番３、登記簿地目田、現況畑、地積５００㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、ＪＡちばみどり船木出張所の先９０ｍのところを左折し、１００ｍ先の右側です。現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地

改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、倉庫兼車庫用地です。工期としては令和８年３月１日から６月３０日での予定です。事業に係る資金としては、融資証明書が添付されております。汚水・雑排水については、排出しません。雨水は、既設の側溝へ放流します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小畑新町８３５８番２、登記簿地目田、現況田、地積３１８㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、県道外川港線を犬吠方面に向かい、小畑町ローソンのところを左折し海鹿島方面に向かい３００m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されてなく、ロータリーがかけられていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種中高層住居専用地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、住宅１棟木造２階建て５９．６８㎡及び駐車場６１．４０㎡です。雑排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽処理後に道路側溝へ放流します。雨水は、浸透桝により地下浸透です。隣接農地の

耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小長町３３０３番３、登記簿地目山林、現況畑、地積１２４２㎡の内８２９㎡です。申請の用途は、専用住宅及び通路用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、県道銚子海上線ＪＡちばみどり椎柴出荷場から１ｋｍ先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、ロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域内であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟８９．９８㎡、通路３３９．３０㎡です。工期としては令和８年２月１０日から令和８年５月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書と融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は、合併浄化槽により処理後宅内処理します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地は譲渡人所有のため、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第３号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市○○区株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町５９３番、登記簿地目田、現況田、地積５９８㎡外２筆合計地積１，４５７㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、忍町のセブンイレブンから５００m進み左折しＪＲの線路の手前です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１７２枚・パワコン１０台を設置する予定で、工期としては令和８年２月１５日から令和８年３月１５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）
議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第３号の５
○○委員　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、長塚町７丁目５０５２番、登記簿地目田、現況田、地積３，３４４㎡の内１５５㎡です。申請の用途は、ボーリングによる地盤並びに地下水調査用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、銚子西中から七ツ池方面に向かい坂を上り５００m 先を右折、１００m先を左折し、最終処分場の脇５００m 先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地です。転用計画につきましては、ボーリングマシン約２０㎡です。工期としては令和８年２月１６日から令和９年１月１２日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、農振農用地ではありますが、仮設工作物等 一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められるため、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）
議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

事務局の朗読が終わりました。本議案は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご説明いたします。申請人である相続人は、○○町○○○○です。被相続人は、同町同番地○○○○です。対象となる農地は、松本町５丁目３１３番登記簿地目田、現況畑、地積１，００１㎡外３筆、合計地積２，７７８㎡であり、１２月５日付けで証明願が提出されました。

申請人は、専業で農業経営を行っており、申請農地を確認したところ、現在適正に耕作管理されており、今後も耕作する意思があると確認しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位１１番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番か１１番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業

の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。

設定者は、○○町○○○○外８名。被設定者は、○○町○○○○外９名。申請の地番・地積は、三門町５６番　登記簿地目田、現況田、地積９９１㎡外田１２筆、畑２１筆合計地積２７，６５９㎡です。その内容ですが、順位１番から１１番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田１３筆　畑２１筆、合計地積は２７，６５９㎡です。以上順位１番から１１番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の７ページから８ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第１０回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時４５分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員